

公衆浴場条例と旅館業法条例の改正

埼玉県



全国的に入浴施設を発生源とするレジオネラ症が発生しており、入浴施設に対する安全性に対する関心が高まっています。その中で、埼玉県では、公衆浴場及び旅館業施設におけるレジオネラ属菌汚染防止対策の強化と公衆浴場業の営業形態に適切に対応するため、「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例」(以下、公浴条例)及び「旅館業法施行条例」(以下、旅館条例)の改正を検討しています。

改正内容として、公浴条例では

- ・ 浴槽水のレジオネラ属菌汚染防止対策に係わる衛生措置の追加
- ・ 公衆浴場の営業方法等の変化に対応した構造設備及び衛生管理の基準の見直し
- ・ 一般公衆浴場以外の公衆浴場の種別定義の見直し
(公衆浴場の種別を 5 種類から 4 種類に整理)

旅館条例では

- ・ 浴槽水のレジオネラ属菌汚染防止対策に係わる衛生措置の追加
- 以上をそれぞれの改正点としています。

検討中の改正素案については、平成 19 年 10 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日まで「埼玉県県民コメント制度」により、県民から意見を募集しています。

浴槽水の水質及び、レジオネラ属菌検査、当社にて承ります。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2007年 9 月 28 日付 埼玉県ホームページ 県政ニュース

無機分析箇所 貝森繁基